

2 高土政第166号
令和2年5月27日

建設工事等の事業者様

高知県知事

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後
における建設工事等の対応について

このことについて、令和2年5月25日に新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、高知県土木部が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）について、別添のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

(問い合わせ先)
高知県土木部
土木政策課 契約担当
TEL : 088-823-9813